

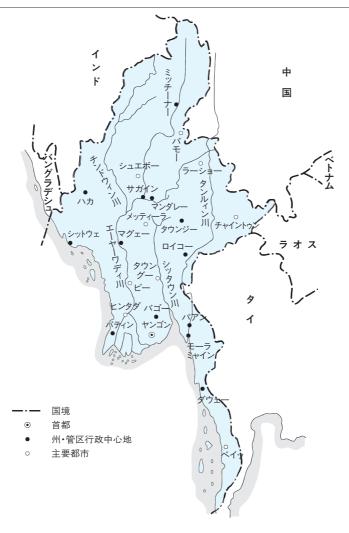
ミャンマー連邦

人 口 5013万人(2000年度推計) 元 首 タンシュエ国家平和発展評議会議長

首 都 ヤンゴン (旧ラングーン) 通 貨 チャット(1米ドル=6.24チャット,

言語 ミャンマー語。ほかにシャン語,カレン語など 1999年度平均。1977年以降 宗教 仏教(ほかにイスラーム教,ヒンドゥー教, 1 SDR=8.5085チャットに固定)

キリスト教など) 会計年度 4月~3月



2000年のミャンマー

スーチーと軍政の対話再開

予断許さぬ国民的和解への道

おか もと いく こ子

概 況

アウンサンスーチー(Aung San Suu Kyi)と軍政の対立は2000年秋をピークに深まった。1998年以来,軍政の「国民民主連盟(NLD)潰し」攻勢が強まるなかで,民主化勢力は,軍政に対する有効な対抗手段を新たに打ち出せず焦りを募らせた。そこで,手詰まりの状況をなんとか打開しようと,スーチーは,1998年と同様の未許可の地方旅行を試みる。しかし,これもまた1998年と同様に軍政によって行く手を阻まれ,自宅に強制帰還,事実上の軟禁下におかれる結果となった。自宅軟禁は2001年2月現在まで続いている。両陣営の政治的和解は暗礁にのりあげたかのように思われたが,2001年年初に,スーチーと軍政の間での対話再開の事実が明らかになった。この動きが両陣営の実質的な和解交渉につながるならば,政治的閉塞状態からの脱却にかすかな希望が見えてきたことになる。

経済の低迷は改善していないと見られる。主要なマクロ統計は公式には過去2年間未公表であるが、外貨不足が深刻さを増し、貿易赤字、財政赤字、複数為替問題等、従来からの構造的問題の改善は見られていないようである。ただし、1999/2000年度は、稲作が好調で、農業部門は一定の成長を達成した。コメの豊作の結果米価が暴落し、そのため、近年年率20~30%で推移してきたインフレが2000/2001年度はひとまず10%以下に落ち着いたものと見られる。1997年のアジア通貨危機以降、激減した海外直接投資は、近隣諸国の経済回復を反映して若干上向き傾向にはあるが、ミャンマー国内の投資環境の悪化が足かせとなって依然として低水準である。

対外関係では、国際社会からの孤立化によって軍政の追い込みを狙う欧米諸国、 軍政に対する積極的な働きかけを通じて事態の打開を試みる日本、オーストラリ ア、そして内政不干渉の原則を維持するASEAN、という基本的な構図に変化はない。ただし、ヨーロッパ諸国は、ミャンマー問題を理由とした対ASEAN関係の冷 却化を回避し始め、これまでと比較してやや現実的な路線を取り始めた。ASEAN 内部では、「建設的関与」から「柔軟的関与」政策への転換が再浮上したが、内政 不干渉の原則を継続する方向で落ち着いた。一方、国内政治問題とは切り離した 形で、中国、インドとミャンマーとの関係緊密化は進んだ。

2000年で特筆すべきは、国連外交が初めて功を奏しはじめた点である。4月に 国連特使としてマレーシア外交官ラザリ・イスマイル(Razali Ismail)が任命され、 彼の軍政、スーチーに対する働きかけが、両者の5年ぶりの対話再開という形で 実を結んだとされている。

一方, ILOが強制労働慣行を理由に、ミャンマー制裁決議を2000年11月に発動した。これは、ILO加盟国に対ミャンマー関係の見直しを迫る内容を含んでおり、ミャンマーの国際社会からの孤立化が一層進むと懸念された。しかし、上述の軍政とスーチーの対話の再開を背景に、二国間レベルの具体的な制裁措置につながるまでには至っていない。



窮地に追い込まれるスーチーとNLD

2000年は、軍政によるNLDの切り崩しと締め付けが強化される一方で、NLDは 軍政に対抗する次の一手をとりあぐねていたという感が強い。5月には総選挙勝利(1990年)の10周年記念集会が開催され、軍政による憲法制定を認めないこと、政 治犯の無条件釈放を要求することが確認された。この集会に呼応した形で、国内 の僧侶団体が、地方都市からヤンゴンへの抗議行進を計画していたとされるが、 実現には至らなかった。6月に入ると、NLDは、軍政が総選挙結果を無視したと して、タンシュエ(Than Shwe)国家平和発展評議会(SPDC)議長と選挙管理委員会 委員長であったバテイ(Ba Htay)を最高裁に提訴した。1999年にもNLDはキンニュン(Khin Nyunt)SPDC第一書記を相手に裁判を起こしたが、2000年5月にこの 訴えは最高裁に退けられて終わった。今回の提訴にも同様の判決が予想される。 また、スーチーは、7月に開かれたASEAN外相会議に書簡を送り、軍政批判のア ピールを試みもしている。しかし、これらの動きはいずれも民主化推進に実質的 なインパクトを持つものではなかった。

こうした閉塞状況からの脱却をはかるため、スーチー、NLDが思い切った行動に出たのが8月末である。8月24日、スーチーは軍政に対する抗議行動の一環として、未許可の地方旅行に出発した。表向きの目的はNLDの青年地区組織の立ち

上げであった。スーチーは、1998年にも同様のヤンゴン外への外出を4度行い、数日に及ぶ車内籠城の末、軍政によって自宅に強制帰還させられたという経験をもつ。

今回は、NLD中央執行委員ら16人がスーチーに同行した。一行はヤンゴン近郊のダラ(Dalla)地区で、軍政に進行を阻ばまれた。一行は、前回の経験から、長期の車内籠城は覚悟の上で、必要となるであろう食糧、飲料水、テント等を持参していた。両者のにらみ合いが続いたが、出発から10日後の9月2日、スーチーが軍政によって強制的に自宅に戻され、事実上の軟禁下におかれる形でこの抗議行動は終わる結果となった。スーチーが自宅軟禁状態におかれたのは、1995年の解放後初めてのことである。この時同行したNLDメンバーも軍政に拘束された。

この一件以降の軍政の対応は強硬で、NLDの政党としての非合法化までを示唆していた。スーチーの籠城抗議行動に合わせて、NLDが学生に政治活動への参加を呼びかける、また海外の民主化組織も抗議行動を行うという状況に、軍政は過敏な反応を示した。

しかし、軍政によるスーチーらの軟禁は英米をはじめとする国際社会の猛烈な批判を浴びる。折しも国連ミレニアム・サミット総会が開催されており、国際世論を味方につけるタイミングを狙ったスーチーの意図が的中した形となった。軍政は、この批判には抗しきれず、9月14日にスーチーらの自宅軟禁を解除した。キンニュン第一書記が、アウンシュエ(Aung Shwe)NLD議長と直接会い、拘束を受けたNLDメンバーの自由な外出を認める旨を伝えた。こうして、事態は一端は収拾したかのように見えた。

ところが、スーチーの解放 2 日後に、NLDは「国会代表委員会」(通称10人委員会)設立 2 周年記念集会を開催した。この集会において、NLDは独自の憲法を起草する決意をあらためて表明し、軍政に対する対決姿勢を明確に打ち出した。同時に、スーチーは再びヤンゴン外に出かける意志を明らかにした。解放 1 週間後の9月21日にスーチー一行は、今度はマンダレーに向けて列車で出発しようと試みたが、ヤンゴン駅で列車への乗車を拒否される。この後、スーチーと中央執行委員7人は再び自宅軟禁下におかれ、ティンウー(Tin Oo) NLD副議長は他の幹部とともに軍施設へ連行された。

スーチーの軟禁は2001年2月現在まで継続している。この間,NLD党本部に対して大家から立ち退き要請が行われたり、スーチーの実兄による自宅相続問題にからむ訴訟が持ち上がったりした。いずれもこの背後には軍政の圧力があると見

られている。NLDの切り崩しが進むなか、政治的和解への出口は再び遠のいたという感が強まった。

和解への前進か

しかし、2001年1月初旬になってスーチーと軍政の間で対話が再開されていたことが判明した。スーチーが事実上の軟禁下におかれてまもない2000年10月頃より、スーチーと軍政が水面下で接触していたことが、1月初旬にラザリ国連特使によって明らかにされたのである。両者の対話再開は5年ぶりのこととなる。ただし、軍政側とスーチーの対話は依然予備的段階にあるようだ。また、話合いの具体的な内容は、適切な環境が整うまで伏せておくことで両者が合意していることから、外部には一切明らかになっていない。しかし、こうした和解への動きを裏づけるように、軍政はNLD、スーチー批判を国営メディア上でとりやめたのを始め、1998年以来禁止してきた地方のNLD議員のヤンゴンへの旅行を解禁し、1月24日にはティンウー副議長の軍施設からの解放と矢継ぎ早の軟化措置を打ち出した。1月25日には9月にスーチーがマンダレー行きを試みた際に逮捕されたNLD党員60人を含む、拘束されていた84人全員が釈放された。1月末に来訪したEUの調査団はスーチーと会見し、彼女が対話の現況を肯定的に捉えていることを確認した。こうした一連の和解への動きは、他の反政府組織、国際社会からも一定の評価を得ている。

少数民族との和平の後退

1989年以来,反政府少数民族組織との和平協定締結に一定の成功を納めてきた 軍政だが,全ての組織との和解は足踏み状態にある。唯一和平協定を結んでいな いカレン民族連盟(KNU)との話し合いは1996年以来中断されたままである。長く KNUの議長であったボーミャ(Bo Mya)が引退し,後任に穏健派といわれるソーバ ティンセイン(Saw Ba Thin Sein)が就任したが,この人事がKNUの方針を大きく 変えることはなかった。KNUは,連邦制の中での自治権獲得およびKNUの武装継 続を主張しているというが,その要求は現時点では軍政にとって受け入れがたい ものとなっている。

ミャンマー国軍とKNUの武力抗争の継続は、タイ領内への大量の難民流出を引き起こしている。2000年初には「神の軍隊」と名乗るKNUの一派と位置づけられる過激派が、軍政に政治犯の釈放を求めて、タイの病院を占拠し、これらの犯人

はタイ国軍によって射殺されるという事件が起こった。「神の軍隊」は1999年に起きた在バンコク・ミャンマー大使館占拠事件の犯人が属していた組織でもある。 ミャンマーの国内政治問題がタイ社会に大きな悪影響をもたらしているとして、 両国の関係に影を落としている。

すでに和平協定を結んでいた反政府少数民族との関係も一部ぎくしゃくしてきている。実質的に停止している憲法制定作業の中では、少数民族に対する自治権の付与が一つのキー・イシューとなっている。しかし、一部の少数民族の中に、自治に関していったん合意したものの、その合意から時間が経過し、憲法制定を待っていられないとして一方的に独立を宣言するという動きが出始めているという(ワ族、シャン族の一部)。また、カヤ州に拠点をおくカレンニー民族進歩党(KNPP)が分裂し、その一部が武力闘争を始めたためその地域の治安が著しく悪化しているという報告もある。

大学の再開

学生は、1988年の民主化運動の発端を作り、また主力を担った層である。それ以来、軍政は学生の組織化を常に恐れ、1996年12月に大規模な学生デモが発生したのを見て、大学の休校に踏み切った。1998年に軍政は一部の大学の再開を試みたが、教育制度の改善等を要求するデモが起こった結果、大学は再び閉鎖された。1999年1月、2000年1月に一部の大学でようやく授業が再開されたが、全ての大学での開講には2000年7月まで待たねばならなかった。この全面再開で、おおよそ6万人の学生がキャンパスに戻ったとされる。しかし、学生が大学に戻るにあたって政治活動は行わないという確約書への署名を求めたり、また、集会防止のためにヤンゴン郊外にキャンパスを新設して、学生の分散化をはかるなど、軍政は学生に対する警戒を解いていない。

軍幹部の更迭

これまで軍政は、タンシュエSPDC議長が健康上の理由で退任するといううわさがありながらも、軍政トップの体制は変わらず維持してきた。その一方で、汚職、職権乱用が目に余る閣僚を更迭し、軍政内の一定の自浄にも努めてきた。しかし、2000年8月に起きた人事改変は、これまでと若干意味合いが異なるものであった。国家計画経済開発省の副大臣ゾートゥン(Zaw Tun)准将の更迭である。ゾートゥン副大臣は、経済大学の修士課程のセミナーの席で、現政権の経済運営を痛烈に

批判した。この内容が後日インターネット上で流れたため、軍政の怒りを買い、 ゾートゥン准将は解任された。軍政内部の、それもエリートと目されていた人物 がこのような現体制への批判を公に行ったのは初めてのことである。軍政内部に、 現体制への不満が水面下で蓄積していっているとの見方もできよう。ゾートゥン 准将が解任されてまもなくSPDC委員のニュンティン(Nyunt Tin)海軍司令官も辞 任した。軍政は、60歳定年であるためと説明しているが、60歳以上のSPDC委員は 他にもおり、その正確な理由はわかっていない。



構造問題に苦しむ経済

ミャンマーの主要な経済統計は1998/1999年度(年度は4月から翌3月)以降公表されていない。この方針は軍政内部の政治的判断によるものだと見られている。したがって、経済動向の把握には、国営新聞等で散見する政府高官の発言等に依存しなければならないが、それによると、1999/2000年度の実質GDP成長率は10.9%である。2000/2001年度の第1四半期、第2四半期は、それぞれ15.9%、14.7%と報じられている。しかし、経済の現況とこの数字は乖離しているとの感が拭えない。既述の国家計画開発省のゾートゥン副大臣は、1999/2000年度の正しいGDP成長率は6%未満であると発言したことで更迭された。しかし、他の国際機関等もほぼ同水準のGDP成長率の推計値を出している。

1999/2000年度の財政赤字は、資本支出の削減の結果前年より若干減少し、GDP比5%程度に減少したと見られる。しかし、2000/2001年度は、4月に公務員の給与を最高5.5倍引き上げた(公務員給与の引き上げは7年ぶり)ことによって財政支出が伸びたことと、税収の拡大が望めないことと考え合わせると、財政赤字は再び増加に転じたと見込まれる。

貿易赤字は、商務省の内部資料によると(表1)、 $17億^{\kappa}_{\nu}$ (1997/1998年度)、 $17億^{\kappa}_{\nu}$ (1998/1999年度)、 $13億^{\kappa}_{\nu}$ (1999/2000年度)と推移している。1999/2000年度は貿易赤字がやや縮小したことになるが、依然として高水準であることには変わり

表1 貿易収支の変化

(単位:100万ドル)

		(1 1-22	. 100/3 [/ / /
	1997/98	1998/99	1999/2000
輸入総額	2,706.4	2,886.3	2,571.1
輸出総額	1,048.3	1,162.4	1,172.2
貿易収支	-1,658.1	-1,723.9	-1,398.9

(出所) 商務省。

ない。この縮小は、輸出の伸長によるものではなく、輸入(主としてパーム油、セメント、バス・トラック車輌)の減少による。外貨手当が難しいために、政府が輸入規制品目を一層絞り込んだ結果と考えられる。ミャンマーの輸出の3大品目は豆類(ケツルアズキ、リョクトウ等)、チーク材、水産物(エビ類)で、総輸出額の40%を占める。ミャンマー政府は、マルタバン沖の天然ガスのタイへの輸出による外貨収入を期待していたが、タイ側の発電所建設の遅れから予定量を輸出できず貿易赤字の縮小に貢献するには至らなかった。

苦しい外貨事情

ミャンマーにとって現在もっとも深刻な経済問題は外貨不足である。外貨準備高は輸入の1.7ヵ月相当とされている。このため、外貨獲得、外貨流出を防ぐための、ある意味では場当たり的ともいえる政策措置が頻発された。政府内の各省庁に外貨調達ノルマが課されていることが、こうした動きを一層加速したようである。これらの措置は官報等で公表されるわけでもなく、不透明な形で実施されることが多々あることも問題となっている。

筆者が見聞した範囲内で、いくつかの例をあげよう。まず、エビなどの水産物輸出に対する課税があげられる。2000年8月から水産物輸出額の15%相当の外貨を 1^{μ} 250%の為替レートで交換することが畜産水産省水産局によって求められるようになった。この外貨は水産局の外貨収入として計上される。8月時点の実勢為替レートである 1^{μ} 400%を使って計算するならば、輸出業者に対する課税率は6%程度になる。1999年1月に導入された一律10%の輸出税(歳入局に納入)に加えて、新たに6%が課される形になったわけである。実勢レートがさらに切り下がれば、水産物に対する課税は増すことになる。この措置は2000年度末までとのことであったが、外貨不足が改善されなければ継続される可能性は十分あるとみられる。

第二の例として,ゴマの輸出があげられよう。ゴマはミャンマーの農産物の中でも輸出競争力を有する品目であるが,1998年秋以来,国内需給の逼迫を理由に,民間輸出が認められていない。現在,政府機関(ミャンマ農産物交易公社(MAPT)もしくはミャンマ・エコノミック・ホールディング(MEH))を通じての輸出のみ認められている。この場合,国内輸出業者が,実際の売買交渉、輸出業務を行うが,その輸出収入を政府機関にいったん納め,その相当分のチャットを後で受け取ることになる。この際に使われる交換レートが 1^{μ} = 280 % (2000/2001年度) と,やはり

実勢レートから大きく乖離したものとなっている。

第三には、主要輸出品目に対する政府による強制買上げの復活があげられよう。 1980年代後半に、流通自由化の一環として、政府が、豆類・ゴマなどを農民から 強制的に買上げる制度は廃止された(ただし、市場で政府機関が購入することはあっ た)。しかし, 1999/2000年度から, MAPTによる農民からの直接買い付けが復活 したのである。この目的は、政府自身の外貨獲得にあり、農民から対象品目を市 場価格より低価格で買上げて、輸出しようというものである。籾米の供出制度と 同様、農民に1 計当たりの定率で割当てを決め、政府が規定価格で購入する。た とえば、リョクトウの場合、農民は1 新当たり2 孫(1 孫=約33親)を、1 孫当たり 2200ホボで販売しなければならなかった。1999/2000年度の収穫時のリョクトウの市 場価格は1分当たり4000な程度であったので、政府買上価格は市場価格の55%に 相当であったことになる。しかし、初年度の1999/2000年度は、行政側の準備が十 分整っていなかったこともあって、農民は供出の規定量すべてを売り渡すことを なんとか回避した。この結果、ヤンゴン近郊のあるリョクトウ生産地域ではMAPT 買上予定量の25%程度が集荷できたにすぎなかった。この事態をうけ、政府は、 1999/2000年度の未供出分を2000/2001年度に持ち越すことにし、1 新当たり3 帰 の義務量を繰越残量にかかる利子とともに農民から買い上げようとしている。そ の地域の町の商人には供出義務を履行していない農家からリョクトウを購入して はならないとの口頭の通達が収穫期を前に出されているという。こうした主要輸 出農産品目の買上対象地域は,2000/2001年度はその前年度に比して拡大する模様 である。

以上は、政府による外貨獲得を目的とする政策措置の例だが、外貨流出を防ぐという観点からは、輸入ライセンス発給が一層厳しさを増したことをあげておこう。各企業の申請件数の絞り込みを窓口規制で行うと同時に、輸入の際の外貨手当に関する規制も行い始めたようである。輸入ライセンスの申請にあたっては、輸出を通じて獲得した外貨での充当することが原則になっているが、輸出を行っていない企業の場合、輸出獲得外貨を他企業から購入するという形で手当して、輸入ライセンスを申請していた。しかし、7月頃よりこうした手段での輸入外貨手当が禁止され、一部の企業は原材料が輸入できない状況に陥っているという話も聞かれる。政府の説明は、そうした企業の製品は国内市場向けであり、そのために貴重な外貨を使うのは許可できないということであった。これに加え、外貨送金規制も強化された。1997年に5万%に制限された外貨送金が、2000年夏頃に

表2 外国投資件数・額の変化

	件数	認可額 (100万ドル)
1995/96	39	668.166
1996/97	78	2,814.25
1997/98	56	777.394
1998/99	10	29.455
1999/00	14	55.61
2000/01	14	64.133

(注) 2000/01年度は9月まで。

(出所) Selected Monthly Economic Indicators, July-August 2000.

は1万~にまで制限額が引き下げられた。

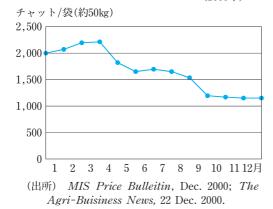
貿易赤字,財政赤字の改善が進まないことを受けて,チャットは米ドルに対して切り下がり続けた。2000年初にはドルキャッシュ・レートは 1^{κ}_{ν} =330な程度で推移していたが,2000年末には430なと100な程度下落した。一方,外貨兌換券(FEC)は,2000年末頃には1 FEC=370なであり,FECとドルキャッシュ・レートの価値の乖離が進んだ。インフレは1999/2000年度,2000/2001年度にかけては大方の予想に反して沈静化し

ているといってよい。ミャンマーは近年公式統計で年率30~40%のインフレを記録してきたが、1999/2000年度は11%程度、2000/2001年度はそれをさらに下回ったと見られる。2000/2001年度には、4月に財源確保ができないまま公務員の給料引き上げを行ったため、チャットの増刷による急激なインフレの進行が予想された。このため、一部の市民はコメや食用油の買いだめに走り、政府もヤンゴン市内に特設市場を何カ所か設けて食料品等の安価な供給に努めようとした。しかし、結果的には、米価の暴落(後述)がチャットの増刷によるインフレ圧力を相殺する形となり、インフレ懸念は抑まりを見せたのである。ただし、チャットの急落は再びインフレ圧力を強めかねない。

伸び悩む海外直接投資

アジア通貨危機以来,激減した海外投資件数は,近隣諸国の経済回復を反映して1999/2000年度,2000/2001年度は若干上向いたものの(表 2),ピーク時に比べ依然低水準に留まっている。政策の不透明性,輸入ライセンス発給制限,外貨送金規制,煩雑で不透明な手続き,さらには構造的なインフラの未整備等,投資環境は悪化するばかりである。経済運営の不透明性が払拭できない現状では,海外投資の招致は容易ではない。過去 2 年間に申請された投資分野の内訳は,製造業(12件)と観光業(2件)である。しかし,投資額としては小さく製造業12件の認可額の合計が約4900万㎡。である。「投資法制は変わっていないのに,なぜ投資件数が減少しているかわからない」と政府高官が発言したことがある。この発言が,投資環境の現状が政府内部で十分認識されていないことを意味するならば,事態は深刻である。

図 1 ヤンゴン卸売米価(エマタ種)の推移 (2000年)



好調だったコメ生産

こうした経済の低迷の中、農業部門は唯一好調であった。特にコメ生産は良好で、農業灌漑省の内部資料によれば、1999/2000年度のコメ生産(籾米換算)は約1957万㎡であり、前年比9.7%増であった。これは、天候に恵まれたことに加え、1998/1999年度に米価が高騰したことを受けて農民のコメ栽培意欲が高まったことが要因と見られる。単位面積当たり収量は前年と変わ

らないが、総作付け面積が増加した。コメの総作付面積は624万5000盆であり、前年比39万4000盆増加した。これは1992/1993年度以降最高の数字となっている。特に、乾期作の面積の増加が著しかったようである。

この結果、コメの供給がだぶつき、米価は下落した。通常、コメの端境期であ る 7 月から 9 月にかけて米価は上昇する。1999/2000年度の高騰時には、7 月から 8月の1カ月で16%価格が上昇した。それが、2000/2001年度に関しては端境期に かけてヤンゴンの米価は下落した(図1)。8月の価格を比較すると1999年はコメ1 袋(約50親)当たり2333ホホだったのが、2000年は1677ホホと前年比28%下落した。その 後、雨期米の収穫期を迎え、米価は下がり続け、コメの主産地であるエーヤーワ ディ地方では,農家庭先価格(籾米)が1 %(=約20.9程)250なを記録するまでに至っ た。毎年農民は政府にエーカー当たり定率の籾米を供出する義務があるが、その 際の供出価格は1 ※300ホホから320ホホ(2000/2001年度)である。政府が定めるコメの供 出価格は、年によって異なるが、これまで収穫時の市場価格の3分の2程度の水 準に抑えられてきた。供出米の代金は収穫の数カ月前に農民に支払われるので一 種の農業融資のような機能も果たしているとはいえ、実質的には農民に対するイ ンプリシットな課税の働きをしてきた。しかし、2000/2001年度の供出価格は結果 的に市場価格を上回ったことになり、これは過去20年間で初めてのことである。 この結果、政府に供出義務量以上を売りたいと申し出る農家が出たという話も伝 わっている。

対 外 関 係

動き始めた国連外交

2000年4月,デソト国連事務次長補に代わって、マレーシア外交官、ラザリ・ イスマイルが事務総長特使に新たに任命された。国連は、それまでデソト特使を 数度ミャンマーに派遣し、硬直事態が続く軍政と民主化勢力の仲介努力をしてき たが、軍政の反発を招き、進展は見られなかった。ラザリ特使の任命は、彼が東 南アジア出身であること、またミャンマーのASEAN加盟の強力な推進者であった マレーシアのマハティール首相とも通じているといわれることから、軍政の信頼 を得やすい立場にあるのではないかと期待されての人選であった。ラザリ特使は, 2000年中に2度,2001年初に1度来訪し,タンシュエSPDC議長,キンニュンSPDC 第一書記,スーチーNLD書記長とそれぞれ会談を行った。9月にスーチーが軟禁 下におかれて以来、彼女との会談が正式に許されたのはラザリ特使と2001年末の EU調査団(後述)のみであった。会談の内容は未公表だが、一定の進展が見られた 模様である。スーチーと軍政の対話再開が、2001年初にラザリ特使の口から明ら かにされたことがそれを裏づける。ラザリ特使は、10年以上平行線をたどり続け ていた両陣営に事態打開への糸口を提示できたものと見られる。これまで欧米、 日本, ASEANのいずれもが, ミャンマーの国民的和解に実質的な影響力をもちえ なかったことから、ラザリ特使の動きにはますます注目が集まっている。

ASEAN — 内政不干渉の維持

2000年を通じて、ASEAN諸国は、ミャンマーに対し、内政不干渉の原則を維持する結果となった。7月のASEAN外相会議では、1999年11月にタイのチュアン首相の提案を受け、協議が続けられてきたASEANの前・現・次期議長国の外相で構成する「トロイカ」体制設置の合意がなされた。これはそもそもミャンマー問題をはじめとする諸問題に、必要に応じて内政に踏み込んで対応することを意図した「柔軟関与」政策の延長線上にあった案である。しかし、ミャンマー、ベトナム等の反発を受けて、「トロイカ」は、決定機関ではない、各国の個別の問題に踏み込まない、全加盟国の同意なしでは動かない等の条件がつき、実質的には何の拘束力ももたない制度的仕組みとなった。

タイがASEANの内政不干渉の原則から踏みだそうとしていたのには、ミャンマ

ーとのぎくしゃくした関係が背景にある。後を絶たない国境近辺からの難民と不法就労者の流入にタイ政府は頭を悩ませ続けた。2000年7月にはチュアン首相がミャンマー国境近くのカレン族難民を収容している難民キャンプを訪れ、12万人にものぼると言われる難民帰還のためミャンマー政府との交渉の場をもてるよう、国連難民高等弁務官事務所に要請した。難民キャンプは現在タイ領内に8カ所ある。さらに、1月に起きた反政府組織過激派「神の軍隊」によるタイ国内の病院占拠事件は、治安面でのタイ政府の不安を一層かき立てることになり、こうした過激派の温床となりうる難民の一時滞在センターを閉鎖することをタイ政府は決定した。また、ミャンマー領内での麻薬対策に進展がないこともタイが苛立ちを募らせる一つの要因となっている。一方、ミャンマー側も、ILOのミャンマー制裁決議において、他のASEAN諸国がミャンマーの擁護にまわった中で、タイ政府が棄権したことに不快感を示し、両者の関係は穏やかではない。

積極関与を試みる日本とオーストラリア

日本は、これまで以上に、軍政に対する積極的な関与、対話を通じて民主化を支援するという方向で動いた。援助の分野では、人道分野を中心にミャンマーに対する無償援助を大幅に拡大する「新ガイドライン」が策定された。保険、医療、学校教育等が無償援助の対象となるとみられる。5月には日本の現職閣僚としては17年ぶりに深谷通産相が来訪し、省エネ型化学肥料工場に対する協力、地方電化等の支援策が明らかにされた。また、新たな動きとして注目されるのが、ミャンマー経済構造調整支援プロジェクトである。これは、1999年秋の故小渕前首相とタンシュエ議長との会談を契機に浮上したプロジェクトで、日本とミャンマーとの共同研究という形で、経済改革のための政策提言を行うことを目的とするものである。6月にヤンゴン、12月に東京でワークショップが開催され、政策提言実施の枠組みに関しての合意がなされた。

オーストラリアは、1998年のASEAN外相会議において、ミャンマー側からの「人権委員会を作る用意がある」という意思表明を受け、1999年8月頃からオーストラリア人権委員長をミャンマーに派遣するなど、具体的に動き始めていた。2000年7月に第1回のセミナーが開催され、内務省、外務省などの幹部50人に対して、人権に関する国際条約等を説明した。オーストラリアは、こうした取り組みは直ちに実効はあがらないことは承知の上で、軍政に対する欧米諸国の経済制裁路線から一線を画す方策を模索し始めたといえよう。こうした動きは、ASEAN諸国か

らも一定の評価を受けている。

経済制裁路線を貫く欧米諸国

一方,経済制裁をもってミャンマーに民主化を迫ろうとする欧米諸国の姿勢に基本的には変化はなかった。アメリカは正面から人権外交を展開し、スーチーが事実上軟禁下におかれた際には真っ先に非難声明を出し、国連安全保障理事会でミャンマー問題をとりあげることを提案した。この提案は中国、ロシア、マレーシア等がミャンマーの内政問題であるとして反対したのを受けて実現はしていない。12月には、クリントン前大統領が、スーチーに対し、民間人としては最高の勲章となる「自由勲章」を与え、軍政批判を繰り返した。アメリカの経済制裁は、1995年にカリフォルニア州バークレー市、その翌年のマサチューセッツ州、その後30近くの自治体が制定したミャンマー制裁法、アメリカ連邦政府による高官の入国制限、また新規投資禁止などを内容とする。民間の人権団体の活動も盛んで、自治体と協力した形で企業に対する抗議・不買運動を展開している(たとえば、ペプシコ、リーバイスなどはこのために撤退)。

しかし、こうした動きに対するアメリカ企業からの反発も強く、マサチューセッツ州制裁法の違憲性をめぐって企業団体が訴訟を起こしたところ、2000年6月にアメリカ連邦最高裁は、マサチューセッツ州法は違憲であるとの判断を下した。ブッシュ新政権下では、従来の経済制裁に依存した外交政策を見直す動きもあり、民主化勢力と軍政間の対話再開も追い風となって、今後アメリカの対ミャンマー政策に変化が起こる可能性もなくはない。

一方、EUはASEANとの関係改善をはかりたいという意図から、ミャンマーへの頑なな姿勢をやや緩めた。1997年のミャンマーのASEAN加盟に反発して、ミャンマーが参加する会議はボイコットするとしていたアジア・欧州定期外相会議(ASEM)の開催に合意したのである。ミャンマー問題に対する姿勢を変えたというよりは、ミャンマー問題を理由にいつまでもASEANとの関係をこじらせておくのは得策ではないとの判断が働いたものである。しかし、実際の会議開催の段になって、ミャンマー問題を背景にEUは閣僚の派遣を見合わせる国が多く、ASEAN内部には「(欧州は)われわれを対等なパートナーとして見ていない」との反発の声もあがった。12月にラオスで開催されたASEM会議で採択されたビエンチャン宣言には、「ミャンマー情勢について自由な討論が行われ、ラザリ国連特使の努力を全面的に支持し、軍政とNLDとの早期対話実現を含む国民和解のプロセスが前進すること

を望む」旨が盛り込まれた。この会議に参加したウィンアウン外相は、適当な時期にスーチーの軟禁を解除すること、またEU調査団を受け入れ、調査団のスーチーとの会談を認めることに同意しながらも、国内問題への干渉は受け入れられないという姿勢は崩さなかった。

2001年1月末にミャンマーを訪問したEU調査団は、軍政、スーチー双方と会談した。調査団は、「過去10年間でもっとも大きな進展だ」と対話の進展を歓迎するコメントを発表している。この調査報告は、EU本部に持ち帰られ、EUの対ミャンマー制裁措置(一般特恵関税(GSP)の対象からの除外、ミャンマー政府高官へのビザ発給停止、民主化弾圧・テロに使用される可能性のある機材の輸出禁止)の見直しにつながる可能性もある。

ILO決議の影響

一方,人権侵害の一つとして国際社会の非難の的となっていた強制労働問題に も一つの展開が見られた。

ILOは、2000年6月にミャンマー国内における強制労働慣行の存在を理由に、ILO 憲章第33条を発動し、ミャンマー制裁決議を採択した。ただし、制裁の実質的な発動は、同年11月末日まで延期し、それまでにミャンマー政府が強制労働の廃止に向けて、具体的な解決策を講じるよう勧告した。ILOが改善を求めたのは、以下の3点である。第一には強制労働の根拠法となっている村落法・都市法(いずれも植民地期の法律)の改正、第二には強制労働の慣行をなくすこと、第三には強制労働を行った行政当局者に対して法的措置をとることである。ミャンマー側は、11月始めに強制労働を禁止する行政令を出し、さらにその直後にキンニュン第一書記がその行政令の徹底を促す声明を出した。また同時期にILO調査団も受け入れた。こうしたミャンマー政府の動きに、日本、ASEANは一定の評価をし制裁発動の延期を主張した。しかし、11月中旬に開かれた理事会では、ミャンマーのとった措置は強制労働慣行の撤廃には不十分であるとして制裁発動が決まった。

この制裁の主な内容は、ILO加盟国政府および企業・団体に対して、対ミャンマー関係の見直しと適正な措置の採用を要請すること、他の国連機関に対しても対ミャンマー援助の見直しを要請することである。ミャンマー政府はこの決定に強く反発し、今後強制労働を禁じるILO条約29号には協力をしないとの声明を出した。このILO制裁決議に沿って各国の政府、労使が実際に動き始めた場合、これまでの欧米諸国を中心に発動された経済制裁よりもミャンマー経済への影響は深刻

なものになると見られていた。しかし、これまでのところ、具体的な制裁措置を 実施した国、企業、国際機関はなく、軍政と民主化勢力との交渉の行方を見守っ ているといった様相が強い。

中国との関係緊密化と外交多角化の試み

対中関係は現政権下で一貫して緊密化の方向にある。2000年も両国の高官の往来が盛んに行われた。国交50周年を記念してマウンエイ副議長が6月に中国を訪れ、7月には胡錦涛副主席が来訪した。マウンエイ副議長の訪中の際には、9人の閣僚が同行し、貿易、投資、農林水産業、観光、文化、教育、保険、および麻薬取締の分野での協力に合意した。胡副主席が来訪した際には、経済・技術、観光、科学技術協力に関する協定が結ばれ、同時に2件の合弁事業に関する契約も成立した。また、8月には、中国はミャンマーの国境貿易において最大のシェアを占める中国雲南省西部端麗市姐告を経済貿易区に指定し、関税や法人税の面で優遇することによって、さらなる経済交流の活発化をはかろうとしている。

一方,近年インドの外交政策の変化に伴い、インドとの関係強化を進められている。2000年中に、インドのマリク陸軍参謀長が2度ミャンマーを来訪し、ミャンマー国内に拠点をもつインドの反政府武装組織の活動鎮圧にミャンマー側が協力することで合意した。また、マウンエイ副議長が11月にインドを訪問した際には、ミャンマーへの投資を呼びかけるとともに、エネルギー分野でのインドの協力を要請した。

ミャンマー政府が、現政権下ではほとんど交流のなかった国との接触にも積極的に乗り出し、外交の多角化をはかったことも2000年の一つの特色である。7月に、キンニュン第一書記が、1974年以来初めてのミャンマー政府高官としてパキスタンを訪れ、またウィンアウン外相が同時期にロシア、ユーゴスラビア、ベラルーシを訪問した。ロシアでは、友好関係の維持、内政不干渉の原則で協力することで合意し、共同宣言に調印した。

2001年の課題

2001年の政治・経済の動向の鍵を握るのは、「スーチーと軍政の対話の進展」に 尽きるであろう。これが一定の成果をあげていけば、自らミャンマーをとりまく 国際環境は改善し、それが追い風となって援助、海外投資の流入が始まり、経済 回復につながるといったシナリオを描くことも不可能ではない。 しかし、国内政治の状況が改善しない場合、国際経済からの隔離はますます進み、経済の混迷も一層深まることが予想される。ILOの制裁決議が実質的な影響を及ぼし始める可能性も含め、海外からの資金流入は望めず、経済運営は一層厳しさを増すものになることは間違いない。現状のような脆弱な財政基盤では、ミャンマーが自力でできることは限られており、中国の援助に依存するのにも限界がある。2000年に外貨不足を背景に近視眼的な経済政策がとられたように、現状では中長期的視点に立った経済運営はされず、経済の歪みがあらゆるところで生じるという悪循環が生まれ得る。その影響を一番受けるのは一般庶民であり、民間セクターである。

現在、民主化勢力と軍政の対話再開は、少数民族勢力、反政府学生組織、また 国際世論からも概して好意的に受け止められている。何よりもスーチー自身が、 この対話再開を「慎重な姿勢は崩さないが、楽観視している」とコメントしてい る。しかし、過去10年平行線をたどってきた両者の頑な姿勢を踏まえると、この 対話再開がどこまで実質的な和解交渉につながっていくかは予断を許さない。民 主化運動から10年以上経過した今、軍政、民主化陣営にとって、まさに国民的和 解の正念場を迎えているといっても過言ではなかろう。

(地域研究第1部)

重要日誌 ミャンマー 2000年

1月3日 ▶ヤンゴン工科大学, 3, 4年生の授業をフラインターヤー・キャンパスで再開。

8 日 ▶ タイ漁船, ミャンマー領海での操業再開。

12日 ▶ミャンマー・ユニバーサル銀行, ミャワディ (Myawaddy)に支店を開設。

▶マウンエイ(Maung Aye)国家平和発展 評議会(SPDC)副議長,サガイン管区視察の 際,今年度主要な豆類を政府が代金を前払いし たうえで購入することを表明。

13日 ▶日本,草の根援助で小規模水力発電 所建設のためにチン州のバプティスト教会に 5万7796^F。供与。

20日 ▶政府,インターネット利用に関する規則を発表。

21日 ▶政府,「人権委員会」設置をオーストラリア政府に打診。

24日 ▶ 反政府勢力「神の軍隊」, タイのラチャブリの病院を占拠。

25日 ▶国軍,「神の軍隊」の本拠地を急襲し,制圧。

27日 ▶カレン民族同盟(KNU)のボーミャ (Bo Mya)議長が辞任。後任にソーバティン セイン(Saw Ba Thin Sein)。

▶国民民主連盟(NLD),「神の軍隊」による 病院占拠事件を非難。

2月3日 ▶ ヤンゴン工科大学で200人の学生が 反政府デモ。

▶政府,日本人元兵士の遺骨を返還。

18日 ▶全ビルマ学生民主戦線(ABSDF)の タイ内の活動拠点、タイ当局によって閉鎖。

19日 ▶カンボジアのフンセン首相,来訪(~21日)。

23日 ▶海外で勤労を予定しているミャンマー人に対する規則通達。年間収入の10%を当該国のミャンマー大使館に送金, 月収入の50%

を外貨で送金することを求める。

3月6日 ▶シャン州の麻薬代替作物プロジェクトによって栽培されたそば粉,日本に輸出。収穫量は40¹√で,今回輸出されたのは18¹√。

▶オーストラリア資本との合弁による英字 紙Mvanmar Times発刊。

16日 ▶EU,リスボンで 5 月に開催されるアジア欧州事務レベル会合にミャンマーの正式参加を承認。

22日 ▶海外での勤労者の収入の強制送金通 達を撤回。

24日 ▶日本政府, ミャンマーにおける UNICEFの母子健康サービスプログラムに550 万^k_ν寄付。

▶全日空,関空~ヤンゴン間の直行便を廃 止。

30日 ▶シンガポールと二重課税防止協定締結。

31日 ▶国際労働機関(ILO),5月末の年次 総会で,ミャンマーに対する追加制裁決議案が 採択されるとの見通しを示す。

4月1日 ▶国軍兵士を含む公務員給与を最大 5.5倍引き上げ。

3日 ▶政府,インフレ対策としてヤンゴン市内4カ所に免税市場を設置。

4日 ▶国連のミャンマー特使にマレーシア の外交官ラザリ・イスマイルが任命される。

6日 ▶中国の陳農業相が来訪。農業分野の 協力に関する覚書きに調印。

10日 ▶EU外相理事会,ミャンマーに対する 制裁措置の強化で合意。

11日 ▶経済大学, 1 年のディプロマ・コース を開設。

14日 ▶日本、津守滋全権特命大使を任命。

5月1日 ► ASEAN経済閣僚会議, ヤンゴンで 開催(~2日)。 ▶深谷通産大臣, ASEAN経済閣僚会議出 席のため来訪。

▶カチン州モーマウ(Moemauk)郡に新たな 対中国国境貿易地点を設置。

▶マレーシアのベルナス・グループ, 100 万^к_n相当のバーター貿易契約をミャンマ農産 物貿易公社(MAPT)と締結。前者が精米機械 を供給し,ミャンマー側がコメや野菜で代金を 支払う。

6日▶建設省とアジア・ワールド社(Asia World),キューコク〜ムセ〜ナンカム道路の建設契約を締結。

10日 ▶台湾の陳新総統の就任式に招待されていたスーチーNLD書記長,式典には参加できないことを表明。

12日 ▶ベトナムのファン・バン・カイ首相, 来訪。

17日 ▶タイのスーンシリ首相顧問来訪。

18日 ▶オランダのABN AMRO銀行,撤退。

21日 ▶スーチーNLD書記長,日本政府に対して「軍事政権に操られないように」との声明を発表。

22日 ▶政府,マンダレーを中心とする僧侶の 反政府活動の存在を否定。

23日 ▶ 訪日中のキンマウンウィン(Khin Maung Win)外務副大臣と面談した河野外相,ILOとの対話をミャンマーが継続することを要請。

24日 ▶ILOミッション,来訪(~26日)。

27日 ▶NLDが選挙で大勝してから10年経 過。NLD本部で集会。政府、NLD党員のみに 集会参加を許可。

29日 ▶財政歳入省および東京証券取引所が 債券市場に関するセミナー開催(~30日)。

6月2日 ▶ミャンマーセラミック工業(The Myanma Ceramics Industry)は中国企業と合弁でセメント工場をチャウセー(Kyaukse)

に作ることで合意。

4日 ▶政府,ILOと協力し,強制労働をなく し,労働基準の改善に努力すると表明。

5日 ▶マウンエイSPDC副議長, 訪中。9人の閣僚が同行(~12日)。

7日 ▶キンニュン(Khin Nyunt)SPDC第 一書記,小渕前総理の葬儀のため訪日。

16日 ▶イギリス政府,国民に対しミャンマーへの旅行を控えるようキャンペーン。

17日 ▶ILO,ミャンマーに対して,強制労働を 理由に制裁決議採択。

19日 ▶米連邦最高裁,マサチューセッツ州のビルマ制裁法は違憲と判決。

20日 \blacktriangleright 日本政府,バングラデシュから帰還するロヒンジャ難民の援助のため、 $3 \, \overline{5595}^{\,F}_{\,n}$ を拠出。

▶政府,マサチューセッツ州のビルマ制裁法 は違憲であるとする米最高裁の判決を歓迎。

25日 ▶ミャンマー経済構造調整支援プロジェクト会合、ヤンゴンで2日間開催。

27日 ▶全大学3,4年生の授業再開。

29日 ▶ラザリ国連特使,来訪(~7月3日)。 政府幹部およびスーチーNLD書記長と会談。 7月3日 ▶ウィンアウン外相,ロシア,ユーゴスラビア,ベラルーシ訪問。ミャンマー外相のロシア訪問は21年ぶり。

▶キンニュン第一書記,パキスタン訪問(~ 8日)。

▶インドのマリク陸軍参謀長,来訪。

4日▶オーストラリア政府,内務省,教育省のスタッフを対象として人権問題のワークショップを開催(~13日)。

7日 ▶NLD,ミャンマー選挙委員会の議長 と,タンシュエSPDC議長を選挙結果の無視を したと訴える。

11日 ▶政府,24日に全大学の授業を再開すると発表。

12日 ▶政府,人口が5013万人に達したと発表。人口増加率は2.2%。

13日 ▶マハ・バンドゥーラ(Maha Bandoola)橋開通。

16日 ▶中国の胡錦涛国家副主席,来訪(~19日)。タンシュエSPDC議長と会談。

19日 ▶スーチーNLD書記長、「殉教者の日」 の式典に参列。

20日 ▶ ス ー チ ー NLD 書 記 長, 第33回 ASEAN外相会議に対して書簡を送付。

21日 ▶ウィンアウン外相, ASEAN「トロイカ」など域内の地域紛争調停組織について「設置には同意するが, 意思決定機関にはすべきでない」と述べ, ASEAN外相を支援する組織に機能を限定すべきだとの見解を表明。

23日 ▶政府, EU・ASEAN合意(1980年)へ の参加を求めないことを表明。

24日 ▶全大学1,2年生の授業再開。

▶ウィンアウン外相,バンコクで開かれた ASEAN外相会議に出席。

27日 ▶The Judicial Law 2000(司法法)公布。

8月2日 ▶政府, 日本の新エネルギー・産業 技術総合開発機構(NEDO)と,肥料工場の省 エネルギー化事業の実施に関する協定書を締 結。

3日 ▶政府,信教の自由がミャンマーにはないというアメリカの非難に反論。

10日 ▶建設省, ホンパン・コンストラクション (Honpan Construction Ltd.) とケントゥン〜タチレク間の道路建設契約を締結。

15日 ▶中国,雲南省西部の瑞麗市姐告を経済貿易区に指定。28日から。

▶ニュンテイン(Nyunt Thein)海軍司令官、60歳定年のため引退と発表。

17日 ▶ゾートゥン(Zaw Tun)国家開発計画 省副大臣更迭。 24日 ▶スーチーNLD書記長, NLD地区青年 組織の立上げのために, ヤンゴン出発。ダラ (Dalla)地区で足止め(~9月2日)。

25日 ▶アウンゼヤ(Aung Zeya)橋完成。

30日 ▶スーチーNLD書記長の籠城に呼応 し、在東京ミャンマー大使館前で抗議運動。

9月2日 ▶スーチーNLD書記長を当局が強制 退去。自宅で軟禁。米英大使,面会を要求する が,当局は拒否。「10人委員会」のメンバーも 全員軟禁。NLD本部も強制捜査。

4日▶キンマウンウィン外務副大臣、ヤンゴン駐在の各国大使にスーチーNLD書記長と接触しないよう要請。

11日 ▶ 8 月30日から本日まで在東京・ミャンマー大使館, ビザ発給を停止。

14日 ▶スーチーNLD書記長自宅軟禁解除。 キンニュン第一書記,アウンシュエ(Aung Shwe)NLD議長を呼び,自由な外出を認める ことを伝える。スーチー,英米大使と面談。

15日 ▶スーチーNLD書記長,記者団,各国外 交団らと会見し,10日以内に再びヤンゴン市外 に出かける意向を伝える。

16日 ▶NLD,「10人委員会」の設立 2 周年集会開催。同委員会が独自に憲法草案を起草することを確認。

17日▶新マンダレー空港完成。

21日 ▶スーチーNLD書記長,ヤンゴン駅から 強制帰還。翌22日から再び軟禁。同行してい た8人も拘束。

25日 ▶河野外相,ラザリ国連特使と会談。

10月3日▶スイス,対ミャンマー制裁を発表。

▶ベトナム、ASEANはミャンマーに政治問題の解決に関して接触をとるが、内政不干渉の原則は維持することを表明。

4日 NLD, 党本部が賃借している建物の 家主から撤去を求められる。

6日 ▶政府、中国と二つの石油プラント建設

契約を締結。

9日 ▶ ラザリ国連特使,来訪。10日にキンニュン第一書記,11日にタンシュエSPDC議長,スーチーNLD書記長と,12日にスーチーNLD書記長と再び会談。

14日 ▶ILO調査ミッション来訪(~19日)。

16日 ▶緒方貞子国連難民高等弁務官,タンシュエSPDC議長と会談。

18日 ▶政府, ラザリ国連特使の要請に応じて, 受刑者 6 人を釈放。

▶ミャンマー初のサイバーカフェ,開業。た だし,インターネットは利用不可能。

27日 ▶政府,強制労働を禁止する内務省命令を施行。

11月 1日 ▶政府,ヤンゴン管区ダゴン・ミョーティッ・セイッカン地区の総合開発事業の再開を決定。

2日 ▶ティンフライン(Tin Hlaing)内相, インド訪問。国境問題の話し合いのため。

3日 ▶国連人権高等弁務官事務所のララー 特別報告官,周囲の協力が得られないことを理 由に辞任。

▶日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会会合,ヤンゴンで開催。

7日 ▶ヤンゴン内にYKKが外国人向けサービスアパートを開業。

8日 ▶国連人権委員会,ミャンマー非難決議を採択。

14日 ▶マウンエイSPDC副議長,インド訪問 (~21日)。

16日 ▶ILO理事会,国民への強制労働を理由に,憲章33条に基づく5項目の制裁を30日に発動することを承認。

17日 ▶政府, ILO理事会の決定に反発。強制 労働問題に関しては,今後ILOに協力しないこ とを表明。

▶「高速道路法」(The Highways Law)

公布。

21日 ▶スーチーNLD書記長,実兄が自宅半 分の所有権を主張し,引き渡しを求めていた民 事訴訟に出廷せず。

22日 ▶タイでASEAN陸軍司令官会議が開催されるが、ミャンマーは不参加。

23日 ▶タンシュエSPDC議長, ASEAN非公 式首脳会議出席のためにシンガポール訪問。

▶ウィンミン(Win Myint)SPDC第三書 記, 訪中。

27日 ▶ スーチーNLD書記長の弁護士, 自宅 に関わる訴訟に関してはじめて出廷。

12月 1 **日** ▶ 政府, 自宅軟禁下においていた NLD中央執行委員 9 人のうち, 6 人を約70日 ぶりに解放。

3日 ▶NLDから除名されたグループ,政府に NLDとの対話を呼びかける書簡を送付。

4日 ▶ミャンマー経済構造調整支援プロジェクト東京会合開催(~5日)。

▶マウンエイSPDC副議長,ラオス訪問。

6日 ▶クリントン・アメリカ大統領,スーチーNLD書記長に大統領自由勲章を授与。

8日 ▶スーチーNLD書記長の次男キム・アリス、ヤンゴンを訪問。

▶ILO, 加盟国,各国連機関にILO決議への協力を求める書簡を発送。

10日 ▶ウィンアウン外相,1月にEUのミッション受け入れを表明。ただし,民主化運動勢力との対話には協力をしないと示唆。

11日 ▶ASEAN • EU外相会議, 開催。 2 日間。 ミャンマー問題も討議。

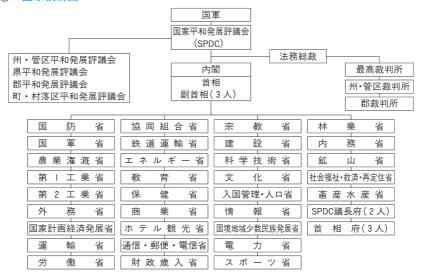
▶スーチーNLD書記長,事実上の軟禁下に おかれて以来初めて来客との面会を許可され る。

12日 ▶ タイのサンパオ国軍司令官,来訪。

18日 ▶シンガポールのリージョン航空, ミャンマー国際航空の株式49%を取得。

参考資料 ミャンマー 2000年

① 国家機構図



② 国家平和発展評議会,閣僚名簿および政治問題委員会

国家平和登展評議会 (SPDC)

(2000年12月31日現在)

- 1	「・ 国家十和光成計職去(SFL	,,,				(2000年12月31日祝任)
No.	名 前		DCに			軍における地位
INO.	1 則	おけ	る役職	階	級	役職
1	Than Shwe	議	長	上級	大将	国軍司令官
2	Maung Aye	副	議 長	大	将	国軍副司令官, 陸軍司令官
3	Khin Nyunt		書記	中	将	情報局長,戦略研究室長
4	Tin Oo		書記	中	将	陸軍参謀長
5	Win Myint	第3	書記	中	将	軍務総局長
6	Kyi Min	委	員	中将(海軍司令官
7	Kyaw Than	委	員	中将(空軍)	空軍司令官
8	Aung Htwe	委	員	少	将	西部軍管区司令官
9	Ye Myint	委	員	少	将	中央軍管区司令官
10	Khin Maung Than	委	員	少	将	ヤンゴン軍管区司令官
11	Kyaw Win	委	員	少	将	北部軍管区司令官
12	Thein Sein	委	員	少	将	三角地帯軍管区司令官
13	Aye Kywei	委	員		将	沿海部軍管区司令官
14	Thura Shwe Mann	委	員	少	将	南西軍管区司令官
15	Thura Thiha Thura Sit Maung	委	員	少	将	南東軍管区司令官
16	Maung Bo	委	員	少	将	東部軍管区司令官
17	Thiha Thura Tin Aung Myint Oo	委	員	少	将	北東軍管区司令官
18	Soe Win	委	員	少	将	北西軍管区司令官
19	Tin Aye	委	員	少	将	南部軍管区司令官



2. 閣僚名簿

(2000年12月31日現在)

No.	役職名	名 前	地 位
1	首 相	Than Shwe	上級大将
2	副首相	Maung Maung Khin	海軍中将
3	副首相	Tin Tun	空軍中将
4	副首相	Tin Hla	中将
5	国防相	(首相が兼務)	
6	国軍相	(副首相Tin Hlaが	兼務)
7	農業潅漑相	Nyunt Tin	少将
8	第1工業相	Aung Thaung	文 民(元軍人)
9	第2工業相	Saw Lwin	少 将
10	外相	Win Aung	文 民
11	国家計画経済発展相	Soe Tha	文 民
$\overline{12}$	運輸相	Hla Myint Swe	少 将
13	労働相	Tin Ngwe	少 将
14	協同組合相	Aung San	文 民
15	鉄道運輸相	Pan Aung	文 民(元軍人)
16	エネルギー相	Lun Thi	准将
17	教育相	Than Aung	文民
18	保健相	Ket Sein	少 将
19	商業相	Pyi Sone	准将
20	ホテル観光相	Saw Lwin	少 将
21	通信・郵便・電信相	Win Tin	准将
22	財政歳入相	Khin Maung Thein	文 民(元軍人)
23	宗教相	Aung Khin	文 民(元軍人)
24	建設相	Saw Tun	文 民
25	科学技術相	Thaung	文 民(元軍人)
26	文化相	Win Sein	文 民(元軍人)
27	入国管理・人口相	Saw Tun	少 将
28	情報相	Kyi Aung	少 将
29	国境地域少数民族発展相	Thein Nyunt	大 佐
30	電力相	Tin Htut	少 将
31	スポーツ相	Thura Aye Myint	准 将
32	林業相	Aung Phone	文 民
33	内務相	Tin Hlaing	大 佐
34	鉱山相	Ohn Myint	准将
35	社会福祉・救済・再定住相	Sein Htwa	少 将
36	畜産水産相	Maung Maung Thein	准将
37	SPDC議長府大臣	Min Thein	中 将
38	SPDC議長府大臣	D. O. Abel	准 将
39	首相府大臣	Tin Ngwe	中 将
40	首相府大臣	Lun Maung	准将
41	首相府大臣	Than Shwe	文 民(元軍人)

⁽注) 文民のうち、過去の軍籍を確認できた者だけを元軍人と表記した。

3. 政治問題委員会

(1998年9月18日設立時)

No.	名 前	役職	SPDCにおける役職	階級	役職
1	Khin Nyunt	委員長	第1書記	中 将	情報局長・戦略研究室長
2	Win Myint	委 員	第3書記	中 将	軍務総務局長
3	Khin Maung Than	委 員	委 員	少 将	ヤンゴン軍管区司令官
4	Tin Hlaing	委 員	_	大 佐	内務相
5	Kyi Aung	委 員	_	少 将	情報相
6	Thaung	委 員	_	(文 民)	科学技術相
7	Than Aung	委 員	_	(文 民)	教育相
8	Aung Toe	委 員	_	(文 民)	最高裁長官
9	Tha Tun	委 員	_	(文 民)	法務総裁
10	Aye Maung	委 員	_	(文 民)	総選挙管理委員会書記
11	Thaung Nyunt	委 員	_	(文 民)	国民会議開催委員会共同書記
12	Thein Sein	委 員	_	(文 民)	情報省副大臣
13	Kyaw Win	委 員	_	少 将	戦略問題研究室副室長
14	Than Aye	委 員	_	大 佐	戦略問題研究室局長
15	Pe Nyein	委 員	_	中 佐	SPDC府局長
16	Than Tun	共同書記	_	大 佐	戦略問題研究室局長

(出所) 国家平和発展評議会布告52/98号。

③ 国会議員代表者委員会 (CRPP)

(1998年9月16日発足時)

No. 名前		役職	1990 [±]	所属政党	
No.	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1文4戦	議員資格	選出管区・州	別偶以兄
1	Aung Shwe	議長	有り	ヤンゴン	NLD
2	Than Tun	書記	有り	マンダレー	NLD
3	Aye Thar Aung*	書記	なし	_	4 党代表
4	Tin Oo	委員	なし	_	NLD
5	Aung San Suu Kyi	委員	なし	_	NLD
6	Lwin	委員	有り	ヤンゴン	NLD
7	Hla Pe	委員	有り	エーヤーワディ	NLD
8	Soe Myint	委員	有り	ヤンゴン	NLD
9	Lun Tin	委員	有り	モン	NLD
10	Nyunt Wei	委員	有り	バゴー	NLD

⁽注) *Shan National League for Democracy, Arakan League for Democracy, Mon National League for Democracy Front, Zomi National Congressの 4 党を代表。上記10人の他, Saw Mra Aung(Arakan League for Democracy議長, アラカン州議員)が、国会議長(People's Parliament President)として選出。

⁽出所) Committee Representing the People's Parliament, Statement, No. 1, 1998年9月17日。

主要統計 ミャンマー 2000年

1 基礎統計

	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000
人 口 (100万人)	42.33	43.12	43.92	44.74	45.57	46.40	47.25	_
就業人口(100万人)	16.47	16.81	17.23	17.59	17.96	18.36	18.72	_
消費者物価指数(1985/86=100ヤンゴン市)	369.09	492.99	603.66	735.51	882.81	1,182.10	1,762.22	1,963.47
為替レート(1ドル=チャット)	6.077	6.108	5.892	5.623	5.910	6.223	6.245	6.243

(出所) Ministry of National Planning and Economic Development, Review of the Financial Economic and Social Conditions of 1998/99, およびSelected Monthly Indicators, July& August 2000.

2 産業別国内総生産(実質:1985/86年生産者価格)

(単位:100万チャット)

- XXXIIII 11/02 X (3434 - 1200) 00 (12) 2 I IMIII)				(+122 • 100/3 / 1 / 1 /				
	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98 (暫定実績)	1998/99 (暫定)
1.財 生 産 計	30,134	33,445	35,452	37,909	40,456	43,076	45,235	46,967
農業	18,708	21,029	22,009	23,483	24,765	25,698	26,480	27,154
畜産・漁業	3,817	3,990	4,182	4,435	4,567	5,107	5,472	5,709
林 業	926	896	905	775	740	761	773	766
鉱業	492	590	655	752	878	961	1,220	1,393
製 造 業	4,376	4,850	5,306	5,757	6,192	6,532	6,803	7,259
電力	363	475	592	620	660	711	857	819
建 設	1,452	1,615	1,804	2,087	2,654	3,307	3,631	3,868
2.サービス計	8,695	9,225	9,963	10,956	11,979	12,944	14,063	15,225
運輸	2,017	2,200	2,402	2,672	2,842	3,024	3,184	3,383
通信	421	530	575	692	863	1,040	1,317	1,510
金融	316	363	503	740	998	1,216	1,392	1,614
社会・行政	3,574	3,678	3,944	4,211	4,471	4,691	5,018	5,362
その他サービス	2,368	2,454	2,539	2,641	2,807	2,973	3,153	3,356
3.商 業	11,104	12,087	12,649	13,541	14,307	15,022	15,759	16,583
国内生産計(1+2+3)	49,933	54,757	58,064	62,406	66,742	71,042	75,057	78,775
G D P 成長率(%)	-0.6	9.7	6.0	7.5	6.9	6.4	5.7	5.0
1人当りGDP(チャット)	1,202	1,293	1,347	1,421	1,492	1,559	1,618	1,667

(出所) 表1に同じ。

	нл	

(単位:100万チャット、かっこ内は対GDP比)

			,	1 1-11 - 100/4	, , , , ,	> -1 310.	JODIFO
	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99
中央政府歳入	21,472.0	28,145.0	32,766.4	40,074.6	55,001.1	88,444.5	101,408.0
	(8.6)	(7.8)	(6.9)	(6.6)	(6.9)	(8.0)	(6.5)
うち税収	12,562.6	17,036.1	20,101.2	22,643.7	31,357.0	49,429.2	43,333.2
	(5.0)	(4.7)	(4.3)	(3.7)	(4.0)	(4.5)	(2.8)
うち国有企業納付金	4,996.8	6,636.1	8,194.8	10,508.6	16,642.4	26,864.2	41,892.0
	(2.0)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(2.1)	(2.4)	(2.7)
中央政府歳出	27,818.5	35,888.6					114,653.9
	(11.2)	(10.0)	(10.3)	(10.8)	(10.1)	(8.9)	(7.4)
う ち 経 常 支 出	18,061.6	23,281.0	27,732.4	32,888.0			62,624.9
	(7.2)	(6.5)	(5.9)	(5.4)	(4.7)	(4.3)	(4.0)
うち資本支出	9,756.9	12,303.9	20,145.0	31,820.9	42,919.6	50,365.0	51,175.4
	(3.9)		(4.3)				(3.3)
中央政府収支	-7,022.9	-7,743.6	-15,726.8	-25,156.6	-25,186.0	-9,766.3	-13,245.9
	(2.8)	(2.1)	(3.3)	(4.2)	(3.2)	(0.9)	(0.9)
国有企業収支	-5,076.0						-68,754.6
	(2.0)	(2.2)	(2.9)				
財政収支計	-12,094.9	-15,517.4	-29,647.2	-38,819.5	-51,739.4	-57,241.9	-82,012.9
	(4.8)	(4.3)	(6.3)	(6.4)	(6.5)	(5.2)	(5.3)

⁽注) (1)1997/98年度は暫定実績 (provisional actual), 1998/99年度は暫定 (provisional)。(2)中央政府歳入には外国援助を含む。(3)中央政府の歳入、歳出には、金融勘定を含まない。収支には金融勘定の純額を含む。(4)財政収支計には、Cantonment Municipalitiesを含む。

(出所) 表1に同じ。

4 国際収支

(単位:100万ドル)

	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99 (暫定)
経常収支勘定							
輸出	591	692	917	897	929	1,011	1,134
輸入	1,010	1,302	1,414	1,832	1,993	2,291	2,480
貿 易 収 支	-419	-610	-497	-935	-1,064	-1,280	-1,346
(対輸出比%)	(-71)	(-88)	(-54)	(-104)	(-115)	(-127)	(-119)
受 取	274	247	295	402	485	554	611
支 払	252	206	205	342	378	449	382
(内利払い)	(101)	(81)	(75)	(70)	(64)	(73)	(73)
サービス収支	22	41	89	60	107	106	228
移転収支	122	273	322	460	457	465	515
経 常 収 支	-275	-295	-86	-415	-500	-710	-603
(対輸出比%)	(-47)	(-43)	(-9)	(-46)	(-54)	(-70)	(-53)
贈与	71	98	107	132	107	259	99
資本収支勘定							
長期借入	81	89	101	120	59	171	300
元 本 返 済	251	241	246	230	270	270	261
長期純借入	-170	-152	-145	-110	-211	-99	39
短期純借入	0	0	0	0	0	0	0
外国直接投資	138	95	138	324	316	419	288
その他資本取引	-4	-3	-3	-3	-3	-2	-3
資 本 収 支	-36	-60	-10	211	102	318	325
誤 差 脱 漏	-39	23	-129	53	-39	-66	47
総 合 収 支	-279	-233	-117	-18	-329	-198	-132

⁽出所) 1992/93年度は IMF の1997年 2 月版報告書, 1993/94年度は同1998年 5 月版。1994/95年度以降は同1999年 9 月版報告書。